

答申第 948 号  
諮問第 1619 号

件名：情報公開審査会でメモであると判断した、愛知県職員が作成した文書の作成態様が記載されている答申等の不開示（不存在）決定に関する件

## 答 申

### 1 審査会の結論

愛知県知事（以下「知事」という。）が、別表の 4 欄に掲げる開示請求に係る行政文書（以下「本件請求対象文書」という。）について、不存在を理由として不開示としたことは妥当である。

### 2 異議申立ての内容

#### (1) 異議申立ての趣旨

本件異議申立ての趣旨は、異議申立人が愛知県情報公開条例（平成 12 年愛知県条例第 19 号。以下「条例」という。）に基づき行った開示請求に対し、知事が別表の 3 欄に掲げる日付けで行った不開示決定の取消しを求めるといものである。

#### (2) 異議申立ての理由

異議申立人の主張する異議申立ての理由は、次のとおりである。  
開示請求に係る行政文書を作成又は取得している。

### 3 本件異議申立ての併合について

異議申立人は、本件開示請求に係る 5 件の不開示決定に対し、それぞれ異議申立てを提起しているが、いずれも不存在を理由として不開示決定をしたものであり、異議申立ての趣旨及び理由も同一であることから、実施機関は、当該 5 件の異議申立てを併合することとしたものである。

### 4 実施機関の主張要旨

実施機関の不開示理由説明書における主張は、おおむね次のとおりである。

#### (1) 本件請求対象文書について

別表の 1 欄に掲げる請求 1（以下「請求 1」という。同欄に掲げる請求 2 以下も同様とする。）から請求 5 までの 5 件の開示請求（以下「本件開示請求」という。）に係る行政文書の名称その他の開示請求に係る行政文書を特定するに足りる事項は、それぞれ同表の 4 欄に掲げるとおりである。本件開示請求に係る開示請求書には、「県民生活部県民総務課に対する開示請求」又は「県民総務課情報グループに対する開示請求」との記載があり、県民生活部県民総務課（当時。以下「県民総務課」という。）において管理

する、各開示請求の内容に係る文書を求める趣旨であると解される。

なお、請求4と同一の開示請求書には、「①答申第679号に関して各学校、各課室ごとに開示を求めている開示請求に対して、とりまとめて開示決定をした文書」と記載されており、請求4の「上記処分」とは、当該記載の開示決定であると解される。

(2) 本件請求対象文書の存否について

ア 県民総務課がつかさどる事務について

県民総務課がつかさどる事務は、本件開示請求の当時に適用されていた愛知県行政組織規則（昭和39年愛知県規則第21号）の規定の定めるところによる。本件開示請求の当時に県民総務課において所掌していた事務であれば、県民総務課において当該事務を遂行していたこととなるため、当該事務に係る文書を作成又は取得する可能性があると考えられる。

イ 県民総務課において請求の内容に係る事務を所掌していないものについて（請求3の①、②、③、④、⑥及び⑦並びに請求5の④）

これらの開示請求に係る文書は、愛知県個人情報保護審議会不服申立て事案答申第108号に関して「異議申立人に個別の教育支援計画、個別の指導計画を情報提供した特別支援教育課職員氏名がわかる文書」等、同答申において実施機関の主張要旨に記載されている当該案件に係る愛知県教育委員会の事務等について記載されている文書を請求するもの、異議申立人が開示請求書に添付した愛知県教育委員会が行った処分に対する取消訴訟について記載された「参考：行政文書不開示決定処分取消請求事件の概要」と題する書面について、当該書面に関して判決のどの部分を引用したかが分かる文書を請求するもの等、県民総務課において請求の内容に係る事務を所掌していないにもかかわらず、県民総務課に対し、当該請求の内容に係る文書が請求されているものである。

したがって、県民総務課において事務を遂行する上で作成又は取得する必要がないことから、県民総務課がそれぞれの請求の内容に係る文書を作成又は取得することはない。

念のため、県民総務課において、それぞれの請求の内容に係る文書を探索したが、やはり存在しなかった。

ウ 県民総務課において請求の内容に係る事務を所掌していたものについて（請求1、請求2、請求3の⑤及び⑧、請求4並びに請求5の①、②及び③）

これらの開示請求に係る文書は、本件開示請求の当時に県民総務課の所掌していた事務に係るものであると解されることから、県民総務課において作成又は取得する可能性があると考えられるものではあるが、次に掲げる理由により、それぞれの請求の内容に係る文書は存在しない。

(ア) 請求1、請求3の⑧及び請求5の①

これらの請求は、愛知県情報公開審査会の答申に記載された内容に係るものであるが、これらの請求に係る内容について記載された答申はないことから、これらの請求に係る行政文書を作成又は取得していない。

(イ) 請求 2

当該請求は、開示請求者の要求が受け入れられたことにより開示請求が取り下げられた事案に係るものであるが、開示請求者により開示請求が取り下げられた場合に、取下げの理由を記載する必要はないことから、取下げの理由が開示請求者の要求が受け入れられたことによるものかどうかを把握することはなく、当該請求に係る行政文書を作成又は取得していない。

(ウ) 請求 3 の⑤

当該請求は、愛知県個人情報保護審議会が答申する内容に係るものであるが、同審議会は愛知県個人情報保護条例（平成 16 年愛知県条例第 66 号）に基づく開示決定等の処分に対する不服申立てについて、同条例の規定に基づき当該処分が適正であったか否かを判断し答申するものであることから、答申の中に異議申立人の個人情報を記載したとしても、その理由を記載した文書を作成する必要はないため、当該請求に係る行政文書を作成又は取得していない。

(エ) 請求 4 並びに請求 5 の②及び③

これらの請求は、各課室、各学校のように複数の所属に対し開示を求めている開示請求に対してとりまとめて開示決定等を行うことができる根拠規定を請求するもの、情報公開窓口職員が開示決定等の対象となっている行政文書が窓口へ搬入されたことを開示請求者に伝える事務について記載された文書を請求するもの等、開示決定等における事務及び情報公開窓口における事務に係るものである。これらの事務については、愛知県情報公開条例（平成 12 年愛知県条例第 19 号）、愛知県情報公開条例解釈運用基準（平成 13 年 3 月 30 日付け 12 広報第 98 号県民生活部長通知）及び愛知県情報公開事務取扱要領（平成 13 年 3 月 30 日付け 12 広報第 98 号県民生活部長通知）に記載されているが、これらの請求に係る開示請求書に記載された内容については記載されておらず、また他に記載されている行政文書もないことから、これらの請求に係る行政文書を作成又は取得していない。

エ まとめ

以上のことから、本件請求対象文書を作成又は取得しておらず、別表の 3 欄に掲げる日付けで不開示（不存在）決定をしたものである。

## 5 審査会の判断

### (1) 判断に当たっての基本的考え方

条例第5条に規定されているとおり、何人も行政文書の開示を請求する権利が保障されているが、開示請求権が認められるためには、実施機関が行政文書を管理し、当該文書が存在することが前提となる。

当審査会は、行政文書の開示を請求する権利が不当に侵害されることのないよう、実施機関及び異議申立人のそれぞれの主張から、本件請求対象文書の存否について、以下判断するものである。

(2) 本件異議申立てについて

本件は、特定の異議申立人からの大量の異議申立てのうち、県民総務課に対する請求に対して不存在決定がなされたものに対する異議申立てが併合されたものであるところ、前記4のとおり、実施機関により、大量にある請求の内容について、その性質ごとにまとめたうえで不開示理由を整理されていることから、当審査会においても、その整理を踏まえて以下判断する。

(3) 本件請求対象文書について

行政文書開示請求書の内容を基本として、実施機関が作成した不開示理由説明書の内容も踏まえると、本件請求対象文書は、県民総務課において管理する別表の4欄に掲げる行政文書であると解される。

(4) 本件請求対象文書の存否について

ア 実施機関が県民総務課において請求の内容に係る事務を所掌していないと整理したものについて

実施機関によれば、本件請求対象文書のうち、請求3の①、②、③、④、⑥及び⑦並びに請求5の④に係る文書については、県民総務課において請求の内容に係る事務を所掌していないため、県民総務課において事務を遂行する上でこれらの請求に係る文書を作成又は取得していないとのことである。

そこで、当審査会において検討したところ、請求5の④については、県民総務課において請求の内容に係る事務を所掌していないものであるため県民総務課において作成又は取得する必要がある文書ではないという実施機関の主張は合理的であると認められることから、当該請求に係る文書を作成又は取得することはないという実施機関の主張に、特段不自然、不合理な点は認められない。

また、請求3の①、②、③、④、⑥及び⑦については、県民総務課が事務局である愛知県個人情報保護審議会の答申に書かれた内容のうち、実施機関の主張の内容に係るものであるが、これらの請求の内容からすれば、当該請求の内容に係る事案の審議や答申の作成に当たり、これらの請求に係る文書を作成又は取得することが必要であるとは認められないことから、これらの請求に係る文書を作成又は取得することはないという実施機関の主張に、特段不自然、不合理な点は認められない。

イ 実施機関が県民総務課において請求の内容に係る事務を所掌していた

と整理したものについて

請求 1、請求 2、請求 3 の⑤及び⑧、請求 4 並びに請求 5 の①から③までについて当審査会において検討したところ、これらの請求に係る文書を作成又は取得していないとする実施機関の主張に、特段不自然、不合理な点は認められない。

ウ 以上のことから、本件請求対象文書を作成又は取得していないという実施機関の主張に、特段不自然、不合理な点があるとは認められない。

(5) まとめ

以上により、「1 審査会の結論」のとおり判断する。

別表

1 請求	2 異議申立て年月日	3 不開示決定	4 行政文書の名称その他の開示請求に係る行政文書を特定するに足りる事項
1	平成 28 年 2 月 25 日	平成 28 年 2 月 12 日付け 27 県総第 334 号	<p>県民生活部県民総務課に対する開示請求            情報公開審査会でメモであると判断した、愛知県職員が作成した文書の作成態様が記載されている答申            (私用のICレコーダを使って開示請求人の発言を録音し、それを文書化し、メールで送信事例を含む愛知県教育委員が作成した春日台養護学校長であった A さんの行動を記載した文書を添付する)</p>
2	平成 28 年 2 月 25 日	平成 28 年 2 月 19 日付け 27 県総第 352 号	<p>県民生活部県民総務課に対する開示請求            部内各課に対する開示請求のうち、開示請求人が開示請求を取り下げた事案の内容がわかる文書            (開示請求人の要求が受け入れた場合の分)            (現在管理しているもの)</p>
3	平成 28 年 3 月 23 日	平成 28 年 3 月 18 日付け 27 県総第 402-4 号	<p>県民総務課情報グループに対する開示請求</p> <ul style="list-style-type: none"> <li data-bbox="256 1016 341 1099">① ・不服申立て事案答申第 108 号に関する開示請求答申 P5 に記載の「上司」の氏名がわかる文書</li> <li data-bbox="256 1099 341 1294">② ・不服申立て事案答申第 108 号に関する開示請求異議申立人に個別の教育支援計画、個別の指導計画を情報提供した特別支援教育課職員氏名がわかる文書</li> <li data-bbox="256 1294 341 1489">③ ・不服申立て事案答申第 108 号に関する開示請求愛知県教育委員会が異議申立人に情報提供した個別の教育支援計画、個別の指導計画(保護者が了解したもの)</li> <li data-bbox="256 1489 341 1684">④ ・不服申立て事案答申第 108 号に関する開示請求情報提供を求めている異議申立人に個別の教育支援計画、個別の指導計画を情報提供したことが記載されている文書</li> <li data-bbox="256 1684 341 1879">⑤ ・不服申立て事案答申第 108 号に関する開示請求審議会委員が異議申立人の個人情報に答申の中に記載した理由がわかる文書</li> <li data-bbox="256 1879 341 1953">⑥ ・不服申立て事案答申第 108 号に関する開示請求上司による「了解」と「決裁」を違いがわかる文書</li> </ul>

⑦			<ul style="list-style-type: none"> <li>・不服申立て事案答申第 108 号に関する開示請求 愛知県教育委員会が特別支援教育について説明するために個別の教育支援計画の情報提供が必要とされる理由が記載されている文書</li> </ul>
⑧			<ul style="list-style-type: none"> <li>・上司の了解を受けることなくメール送信した文書は 発信者、受信者についても行政文書ではないと審査会が判断したことが記載されている文書</li> </ul>
4	平成 28 年 3 月 23 日	平成 28 年 3 月 18 日付け 27 県総第 398-2 号	県民総務課情報グループに対する開示請求 ②答申第 679 号に関して上記処分をすることができる根拠規定等がわかる文書
5	平成 28 年 3 月 28 日	平成 28 年 3 月 25 日付け 27 県総第 411-3 号	県民総務課情報グループに対する開示請求 ①「障害」の定義、判断基準が記載されている文書 審査会の答申の中で教育委員会が障害の定義について、根拠となる法令を用いて説明しているもの (愛知県教育委員会が作成又は入手したもの) ②答申第 679 号に関して、愛知県情報公開事務取扱要領のうちで、情報公開窓口職員の事務取扱いの内容が記載されている文書(開示決定等の対象となった行政文書が窓口に搬入されたことを開示請求人に伝えることに関する分のみ) ③答申第 679 号に関して、開示決定通知書に記載された日時までに、決定に係る行政文書を開示場所として指定された公開窓口に搬入しておくことをしなかった者とその行政文書名がわかる文書(愛知県教育委員会分のみ) ④別添資料に関して ①判決のどの部分を引用したかがわかる文書 ②正確に引用していない場合は、その理由がわかる文書

(審査会の処理経過)

年 月 日	内 容
2. 2. 18	諮問
2. 3. 9	実施機関から不開示理由説明書を受理
2. 3. 10	異議申立人に実施機関からの不開示理由説明書を送付
2. 6. 18 (第 595 回審査会)	不開示理由等を聴取及び審議
2. 7. 9 (第 597 回審査会)	審議
2. 8. 14	答申